

## 女性法曹の増加の現状と課題 ——司法試験合格率の男女差の分析——

松岡 佐知子

1. 現状と女性法曹の必要性
  2. 課題
  3. 分析
  4. まとめ
- 
- 

現在、司法分野における女性割合の拡大が求められているが、2020年までに30%という政府の目標<sup>(1)</sup>にはほど遠い状況にある。その原因と考えられる課題は複数ある。その1つが、司法試験合格率の男女差である。詳細は後述するが、現在の司法試験<sup>(2)</sup>では、最終合格率に男女差がある。実は、男性の方が、安定して合格率が高い。そして、その差は、論文式試験ではなく、短答式試験の結果から生じている。

なぜ、男性と女性で、短答式試験の合格率に男女差があるのか。本稿は、その原因の仮説を立てることを目的としている。

---

(1) 2010年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画で掲げられ、2015年に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画でも維持されている。

(2) 本稿では、単に「司法試験」という場合には、2006年度から2011年度に実施された新司法試験および2012年度から実施されている司法試験を指すものとする（いわゆる旧司法試験を含まない）。

## 1. 現状と女性法曹の必要性

まず、前提として、法曹における女性割合の現状と、なぜ女性法曹が必要なのかについて、簡単に触れておく。

### (1) 現状

最近の法曹における女性割合の増加状況は以下のとおりである。

1991年当時、検察官に占める女性割合は3.8%、弁護士に占める女性割合は5.8%にすぎなかったが（当時の裁判官に占める女性割合は不明）、その後少しずつ増加し、2016年には裁判官の25.6%、検察官の22.9%、弁護士の18.3%が女性となった〔日本弁護士連合会, 2016〕。ただし、法曹全体に占める弁護士の割合が大きいこともあり、法曹全体で見ると、女性割合は2016年時点で18.98%に留まっている。ただ、せめてこのペースで女性割合が増加するのであれば、いずれ30%を突破するのではないかと希望が持てそうである。

しかしながら、最近数年の司法試験合格者に占める女性割合を見ると、2015年度に21.57%、2016年度に23.44%、2017年度に20.41%と、20%台前半で横ばいである。このままでは、女性割合が30%に到達するはずがない。残念ながら、司法分野における女性割合が30%に到達する目途はまったく立っていないというのが現状である。

### (2) なぜ女性法曹が必要なのか

そもそもなぜ、女性法曹が必要なのか。これは本稿の主たるテーマではないため、本稿ではごくごく簡単に言及するにとどめたい。

一言で言ってしまえば、法曹の多様性を確保するためである。三権の一翼を担う司法分野において社会の構成員の主張を適切に反映させるために、社会の構成員の半数を占める「女性」というバックグラウンドを持つ

人々に、司法分野に参加して欲しいのである。同じバックグラウンドを持っていなければ適切に主張を反映できないという極論を言っているわけではない。同じバックグラウンドを持っている者の方が、当事者の状況や主張を敏感に理解し、共有し、代弁者になりやすい傾向があるだろうということである。女性弁護士が女性の権利・尊厳の獲得のために奮闘した歴史を見ると、そのことはご理解いただけるのではないかと思う。この点は、[日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会, 2007] に詳しい。なお、弁護士会における男女共同参画の意義を検討したものとして、[小川恭子, 2012] がある。また、弁護士コミュニティの多様性が求められることについて論じたものとして[石田京子, 2017] がある。

早稲田大学法務研究論叢第2号に、なぜ女性法曹が必要なのかというテーマのシンポジウムをまとめた記録『女性法曹の社会的意義を考えるシンポジウム(2016年6月4日開催)』が掲載されているので、ぜひご参照いただきたい。

## 2. 課題

### (1) 司法試験合格者に占める女性割合を増やすための2つの課題

法曹に占める女性の割合を増やすためには、司法試験合格者に占める女性割合を増やす必要がある。現在、2つの課題があるといえよう。

まず1つ目の課題は、そもそも司法試験出願者に占める女性割合が低いということである。最近の司法試験の出願者に占める女性割合を見ると、2017年度は26.06%、2016年度は26.31%、2015年度は25.94%であり、そもそもこの時点で30%に達していないのである。当然ながら、現在の出願者の大半は法科大学院出身者である(たとえば、2017年度司法試験の出願者に占める法科大学院出身者(修了見込みも含む)は91.9%である)。したがって、出願者に占める女性割合が低いという課題は、概ね、法科大学院に進学(または修了)する女性割合が低いという、法科大学院の課題であると

いえる。

2つ目の課題は、女性の方が、司法試験の最終合格率が低いということである。実は、男性の最終合格率よりも女性の最終合格率が低いという傾向は、少なくとも新司法試験（法科大学院制度を前提とする司法試験）が始まって以来ずっと続いている。いくら出願者に占める女性割合が増えたとしても、女性の最終合格率が低ければ、合格者に占める女性割合はそれに比例して増えていかない。したがって、あえて「女性」に注目して、女性の最終合格率を上げる必要がある。

1つ目の課題については別の機会に譲り、本稿では、主に2つ目の課題について、さらに詳しく検討したい。

## (2) 男女の最終合格率に差が出る原因

司法試験の男女別最終合格率（対出願者）をまとめたものが、表1-1である。なお、新司法試験は2006年度から実施されているが、2006年度については出願者に占める女性割合の数値がわかる資料が発表されていないため（同年度は実際の受験者に占める女性割合が発表されている。）、今回は2007年度以降についてまとめている。これを見ると、男女の最終合格率は一度も逆転したことがなく、最も差の少ない2010年度で1.00ポイント、最も差の大きい2017年度で6.73ポイントもの差がついており、平均しても3.62ポイントの差がついていることが分かる。

では、いったいどこで、最終合格率に差がついているのか。

参考のため、ここで司法試験の構成について説明しておく。司法試験は、短答式試験と論文式試験により構成されている。短答式試験の合格に必要な点数を得た者のみ論文式試験の答案が採点され、短答式試験の点数と論文式試験の得点による総合評価の総合点で最終的な合否が判断されることになる。詳細は省くが、短答式試験合格後の最終合格の判断は、論文式試験の得点によるところが大きいのが実情である（短答式試験の得点は論文1科目分に圧縮されるため、点差がほとんどつかないとされている）。した

がって、短答式試験合格後の最終合格率は論文式試験の合格率と考えると差し支えないと考えられる。

それでは、短答式試験と論文式試験で、男女別の合格率に差は生じているのであろうか。

表 1-1 (司法試験の男女別最終合格率)

		出願者数	最終合格者数	最終合格率 (対出願者)	最終合格率の差 (男性－女性)
2017年度 (平成29年度)	男性	4,966	1,228	24.73%	6.73%
	女性	1,750	315	18.00%	
2016年度 (平成28年度)	男性	5,696	1,212	21.28%	3.04%
	女性	2,034	371	18.24%	
2015年度 (平成27年度)	男性	6,719	1,451	21.60%	4.64%
	女性	2,353	399	16.96%	
2014年度 (平成26年度)	男性	6,837	1,402	20.51%	3.63%
	女性	2,418	408	16.87%	
2013年度 (平成25年度)	男性	7,565	1,572	20.78%	3.43%
	女性	2,750	477	17.35%	
2012年度 (平成24年度)	男性	8,096	1,557	19.23%	2.03%
	女性	3,169	545	17.20%	
2011年度 (平成23年度)	男性	8,482	1,585	18.69%	4.67%
	女性	3,410	478	14.02%	
2010年度 (平成22年度)	男性	7,827	1,482	18.93%	1.00%
	女性	3,300	592	17.94%	
2009年度 (平成21年度)	男性	6,800	1,503	22.10%	3.70%
	女性	2,934	540	18.40%	
2008年度 (平成20年度)	男性	5,469	1,501	27.45%	3.68%
	女性	2,373	564	23.77%	
2007年度 (平成19年度)	男性	3,786	1,334	35.24%	3.22%
	女性	1,615	517	32.01%	
				平均値	3.62%

短答式試験の男女別合格率（対出願者）と、短答後論文式試験の男女別合格率をまとめたものが、表1-2である。これを見ると、短答式試験の合格率では、男性の合格率に比べ女性の合格率が、ほぼ毎年10ポイント程度低いことが分かる。安定して、明確に男女差がある。これに対し、短答後論文式試験の合格率では、男性の合格率の方が高い年もあるが、女性の合格率の方が高い年もあり、どちらかの合格率が高い傾向にあるわけではない。

表1-2（司法試験の男女別短答・論文合格率）

		出願者数	短答 合格者数	短答 合格率 (対出願者)	論文 合格者数	短答後論文 合格率	短答合格率	短答後論文
							の差 (男性-女性)	合格率の差 (男性-女性)
2017年度 (平成29年度)	男性	4,966	3,031	61.04%	1,228	40.51%	9.26%	5.75%
	女性	1,750	906	51.77%	315	34.77%		
2016年度 (平成28年度)	男性	5,696	3,535	62.06%	1,212	34.29%	8.67%	0.12%
	女性	2,034	1,086	53.39%	371	34.16%		
2015年度 (平成27年度)	男性	6,719	4,138	61.59%	1,451	35.07%	11.86%	0.96%
	女性	2,353	1,170	49.72%	399	34.10%		
2014年度 (平成26年度)	男性	6,837	3,966	58.01%	1,402	35.35%	11.94%	-1.27%
	女性	2,418	1,114	46.07%	408	36.62%		
2013年度 (平成25年度)	男性	7,565	4,075	53.87%	1,572	38.58%	10.81%	-1.71%
	女性	2,750	1,184	43.05%	477	40.29%		
2012年度 (平成24年度)	男性	8,096	4,041	49.91%	1,557	38.53%	8.95%	-3.46%
	女性	3,169	1,298	40.96%	545	41.99%		
2011年度 (平成23年度)	男性	8,482	4,315	50.87%	1,585	36.73%	11.61%	1.03%
	女性	3,410	1,339	39.27%	478	35.70%		
2010年度 (平成22年度)	男性	7,827	4,332	55.35%	1,482	34.21%	11.68%	-6.87%
	女性	3,300	1,441	43.67%	592	41.08%		
2009年度 (平成21年度)	男性	6,800	3,770	55.44%	1,503	39.87%	11.64%	-2.16%
	女性	2,934	1,285	43.80%	540	42.02%		
2008年度 (平成20年度)	男性	5,469	3,410	62.35%	1,501	44.02%	9.93%	-1.32%
	女性	2,373	1,244	52.42%	564	45.34%		
2007年度 (平成19年度)	男性	3,786	2,599	68.65%	1,334	51.33%	14.16%	-7.42%
	女性	1,615	880	54.49%	517	58.75%		
平均値							10.96%	-1.49%

このことから、司法試験の最終合格率の男女差は、論文式試験ではなく、短答式試験における男女の合格率の差からきていると考えられる。

### 3. 分析

それでは、なぜ、短答式試験の合格率に男女差が出るのか。その原因はどこにあるのか。

残念ながら、この点に関する先行研究は、調べた限り発見できなかった。そのため、まずは仮説を提示することに意義があると考え、現役法曹で学生指導に関わっている複数人にインタビューを行い、その内容を分析する方法により、以下のとおり仮説を立てた。

インタビューで指摘があったもののうち、短答式試験の合格率に直接影響するものとして考えられるものを、A、B、C…として整理した。さらに、Aの原因として考えられるものをA-1、A-2…とし、A-1の原因としてA-1-1が考えられる…という形で整理している。言うまでもないが、あくまでも「傾向の可能性」を指摘するものであり、女性であれば必ずこの法則に当てはまるということを指摘するものではない。また、性別にかかわらず個体差があり程度問題であること、複数の原因仮説が複合的に作用して結果に影響している可能性があることに注意が必要である。

- A. 女性の方が、毎日コンスタントに学習をすることができない。
  - A-1. 体調に原因がある。
    - A-1-1. 身体的な不調がより多いため（女性特有の体調の波の影響）。
    - A-1-2. 精神的な不調がより多いため（将来への不安がより大きいなど）。
  - A-2. 家庭環境に原因がある。
    - A-2-1. 家事等のケアワークの負担がより多いため。
      - A-2-1-1. 実家暮らしのため。
    - A-2-2. 家族の協力（理解）がより少ないため。

- A-2-2-1. 実家暮らしのため。
- A-3. その他の活動に原因がある。
  - A-3-1. より就職活動をしているため。
    - A-3-1-1. 将来への不安がより大きいため。
    - A-3-1-2. 家族からのプレッシャーがより大きいため（実家暮らしなど）。
  - A-4. 女性の方が、学習へのモチベーションを維持できない。
    - A-4-1. 将来への不安がより大きいため。
    - A-4-2. 合格しなくても他の道があると考えやすいため。
      - A-4-2-1. より就職活動をしているため。
        - A-4-2-1-1. 将来への不安がより大きいため。
        - A-4-2-1-2. 家族からのプレッシャーがより大きいため。
      - A-4-3. 自主ゼミを組む人がより少ないため（励ましあえない）。
- B. 女性の方が、(全体的な)学習時間が少ない。
  - B-1. より就職活動をしているため。
    - B-1-1. 将来への不安がより大きいため。
    - B-1-2. 家族からのプレッシャーがより大きいため（実家暮らしなど）。
  - B-2. より通学時間が長いため。
    - B-2-1. 実家暮らしのため。
  - B-3. 家事等のケアワークの負担がより多いため。
    - B-3-1. 実家暮らしのため。
  - B-4. 家族の協力（理解）がなく、より学習を阻害されるため。
    - B-4-1. 実家暮らしまたは実家と近距離のため。
  - B-5. 女性の方が、毎日コンスタントに学習をすることができないため。
- C. 女性の方が、短答式の試験勉強に時間をかけていない。
  - C-1. 戦略的な学習がより苦手であるため。
- D. 女性の方が、短答式試験の形式が苦手である。
  - D-1. 戦略的な学習がより苦手であるため。
- E. 女性の方が、知識の詰め込みややり込みが苦手である。
- F. 女性の方が、体力がないため短答式試験当日に実力を発揮できない。



### (1) 仮説を立てるにあたり使用した方法

今回は、仮説を立てるにあたり、早稲田大学大学院法務研究科アカデミック・アドバイザー（同研究科を修了した弁護士で、在学生および修了生の学修サポートを行っている。以下「AA」と略す。）10名にインタビューを行った。

AAを対象としたのは、AA自身も法科大学院を修了して司法試験を受験した当事者であり、自分自身や周囲の学生の学修状況を分析し、自ら実践した経験を踏まえて学生指導を行っていることから、学生に関する情報について一定の信頼性ある分析的評価を得られると思われるためである。

インタビューを行うAAは、概ね1年以上司法試験受験生の指導に携わっていること、および、継続的に同じ学生を指導する内容のゼミを担当した経験があることを条件とした。継続的に同じ学生を指導する内容のゼミを担当したことを条件としたのは、そのような形態のゼミを実施している場合には継続的に学生の学修状況および生活状況について確認することになるため、学生の学修方法や姿勢、キャラクター、モチベーション等をより具体的に把握することができ、今回の調査には有意義であると考えられるためである。

インタビュー対象のAAの受験年度は、2010年度から2015年度まで（司法修習期では新64期から69期まで）である。早稲田大学大学院法務研究科以外の学生指導経験を持つAAも含まれており、かつ、直接の学生指導以外の経験も含めた回答もあったため、回答内容は必ずしも早稲田の学生に限定されるものではない。

なお、インタビューを行った筆者も早稲田大学大学院法務研究科修了の弁護士であり、AAとして活動した経験がある（もちろん筆者自身はインタビュー対象ではなく、回答を行っていない。）。

インタビューは、2018年1月24日から30日にかけて、電話または面談による方法で行った。質問事項は以下の3項目であるが、必要に応じて適宜掘り下げて質問をしている。インタビュアーから回答の選択肢を提示した

ことはなく、全て回答者に自由に答えてもらう形式をとった。ただし、質問③については、例示のために「たとえばモチベーションの違い、学習方法の違い、学習時間の違い等に男女差を感じることはあるか。」という指摘を全員に対してしている（回答するか否かは人によって異なった）。

〈質問事項〉

- ① 短答式試験の合格のために必要な要素は何だと思うか。
- ② 短答式試験の合格率に男女差があるのはなぜだと思うか。
- ③ 学生を指導する中で、学習方法や生活等、男女差があると感じる部分はあるか。

## (2) インタビュー結果

インタビューを行った結果を紹介し、簡単に分析したい。なお、1人の回答者から複数の指摘がなされることもあったため、回答人数の合計はインタビューを行ったAAの人数とは一致しない。また、回答者は自己の経験に基づいて回答しているため、具体例として挙げられたエピソードは、実際に回答者が指導した学生のものとは限らない。インタビューで得られた回答から、検討すべきと思われる部分を整理して取り上げているため、全ての回答を紹介するものではない。

### A. 質問①

まず、①短答式試験の合格のために必要な要素は何だと思うか、という質問に対しての回答をまとめたものが表2-1である。

「コンスタントな学習を行うこと」と答えた人は6人で、圧倒的に多かった。具体的には、「毎日一定量をたんたんとこなす。」「細く長く、同じことを繰り返す。」「たんたんと作業をこなすこと。勉強量。やるかどうか。」「反復継続。つまらない作業の繰り返しで、基礎知識を定着させること。」などの意見があった。

他には、「問題を解く際の割り切り」「条文等の正確な理解」という回答がそれぞれ2人からあり、「学習する上での選択と集中。全ての課題、問

題に100パーセントの力で取り組むのではなく、苦手なもの、必要なものから潰していくこと。」「自分ひとりで勉強を進める力。論文式試験の場合は、答案にコメントをしてもらうなどしてある程度他人と一緒に学習を進められるけれども、短答式試験は一人で孤独な作業をするものである。それに耐える力が必要。」「トータルの学習量」との回答がそれぞれ1人からあった。

各回答について、若干のコメントをしたい。

短答式試験が幅広い範囲の知識と理解を問うものであるため、知識を中長期記憶として定着させておく必要があることや、何度も繰り返し学習することでより正確な理解が可能になることから、①-1（コンスタントな学習）を指摘する声が圧倒的に多かったのではないかと考えられる。

また、司法試験の短答式試験は時間制限が厳しいと言われているため（例えば、2017年度（平成29年度）の民法の試験では70分で37問解く必要があった。単純に計算すると、1問あたり2分もかけられない計算になる。1問につき選択肢が5つ程度あるため、単純計算では、1つの選択肢を読み、判断するたにかけられる時間は20秒程度ということになる。）、取り組みば解ける問題にきちんと時間を割けるかどうか点数に直結すると考えられる。そのため、①-2（問題を解く際の割り切り）という指摘が出たのであろう。

①-3（条文等の正確な理解）は、当然の指摘である。これは、学習の結果、条文等を正確に理解している状態になることが必要であるということを指摘するものである。

①-4（学習する上での選択と集中）は、普段の学習を進める際の戦略を指摘するものであり、①-2（問題を解く際の割り切り）とはまた異なる指摘である。これは、点数を伸ばすためには、自分の苦手を理解し、苦手な分野や出題形式を克服するための学習をすべきであるとの指摘である。

①-5（自分ひとりで勉強を進める力）は、普段の学習の際の精神的能力を指摘するものである。

①-6（トータルの学習量）という指摘は、①-1（コンスタントな学習）

表2-1 (①短答式試験の合格のために必要な要素は何だと思うか)

	回答 (回答人数)・コメント
	<b>コンスタントな学習 (6人)</b>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日一定量をたんたんとこなす。</li> <li>・細く長く、同じことを繰り返してやる力。</li> <li>・たんたんと作業をこなすこと。勉強量。やるかどうか。</li> <li>・反復継続。つまらない作業の繰り返しで基礎的知識を定着させること。</li> </ul>
2	<b>問題を解く際の割り切り (2人)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとつの問題にこだわらずに次に行く、切り捨てる力。</li> </ul>
3	<b>条文等の正確な理解 (2人)</b>
	<b>学習する上での選択と集中 (1人)</b>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての課題、問題に100パーセントの力で取り組むのではなく、苦手なもの、必要なものから潰していくこと。</li> </ul>
5	<b>自分ひとりで勉強を進める力 (1人)</b>
6	<b>トータルの学習量 (1人)</b>

とはまた異なり、合格に必要なだけの学習量を割けたかどうかが重要である、との指摘であった。ただ、おそらく、数十時間程度の学習で足りるという趣旨ではなかろうから、結局のところコンスタントに学習を続けることが必要であるとの指摘とあまり変わらないように思う。

全体を見ると、①-1 (コンスタントな学習)、①-4 (学習する上での選択と集中) は、普段の学習の手段・方法であり、①-5 (自分ひとりで勉強を進める力) はその際の精神的な能力である。その結果として、①-3 (条文等の正確な理解) と①-6 (トータルの学習量) が得られると言えよう。また、①-2 (問題を解く際の割り切り) は、回答の際のノウハウであり他とは異なる視点であるが、短答式試験ならではの興味深い指摘である。

#### イ. 質問②

次に、②短答式試験の合格率に男女差があるのはなぜだと思うか、という質問に対する回答をまとめたものが表2-2である。

この質問をする前提として、短答式試験の合格率に男女差があることを

伝えたところ、回答者のほとんどは、「短答式試験で男女差があるというのは初めて知った、そういう印象はなく非常に驚いている。」と述べた。その上で、分析のために強いて思い当たるところを挙げるとすれば…と断って回答してくれた。

最も多い回答は「女性の方が毎日コンスタントに学習できないのではないか。」というものであり、5人から指摘があった。具体的には、「女性の方が、すごく勉強する時期と、全然勉強しない時期の波がある印象がある。前の1ヶ月はすごくよく勉強したのに、次の1ヶ月は全然できなかったということがある。また、1ヶ月の間に、よく勉強する週としない週があることもある。」「将来への不安で、モチベーションが上がらない人がいる。女性の方が、精神的な不安で勉強量に影響が出る印象がある。」「たまたまかもしれないが、男性の方が計画をコンスタントに進める印象はある。計画を進められなかった女性は、気持ちの浮き沈みがあり、落ち込んでいたので勉強ができなかったと言っていた。」「実家暮らしで、家事をしなければならない女性はいらる。家族が協力的ではなく、自分のペースで勉強できていない。」「女性の方が就職活動をしており、勉強時間をコンスタントに取れない人がいる印象がある。」などの指摘があった。

他には、「体力の差が出るのではないか」「女性の方が、知識の詰め込みや、勉強のやり込みが苦手なのではないか。」「短答式試験の『処理』が苦手なのではないか。」「女性の方が、学習時間が少ないのではないか。」という指摘が、それぞれ2人ずつからあった。また、「女性の方が、短答式試験の勉強に時間を割いていないのではないか。」との指摘も1人からあった。

各回答について、若干のコメントをする。

②-1（女性の方が毎日コンスタントに学習できないのではないか。）との指摘が多かったことは、短答式試験の合格に必要な要素として①-1（コンスタントな学習）が真っ先に挙げられたこととの対比で非常に重要であるように思う。なお、質問②でこの回答をした人と、質問①で「コンスタン

トな学習」が必要だと答えた人は、必ずしも一致していない。コンスタントに学習できない原因として挙げられたのは、身体的な体調不良の波や精神的な不調などの体調面、家事等のケアワークの負担や家族が協力的ではないという家庭環境面、女性の方がバイトをしていたり就職活動をしているという他の活動面であった。家事等のケアワークの負担については、男性で子どもがいたり家族親族の介護が必要な学生にも、育児や介護等のケアワークが生じており（同様の負担は同じ状況の女性学生にも生じる。）、男女差を感じないとの指摘は複数からあった。もっとも、男女双方に負担があるとはいえ、一般的には女性の方が男性よりもケアワークにかかる時間が長いとのデータもある<sup>(3)</sup>ため、実際には女性の方がケアワークに時間を割き、その分学習できていないという可能性もある。ただし、回答者らの体感としては、最近は学部から直接法科大学院に進学する学生が多いこともあって、ケアワークを抱える学生自体が非常に少なく、量的な影響は少ない、ということもあるようである。

ところで、「実家暮らしの女性が家事を負担している。」との指摘があったことは特筆しておきたい。実家暮らしの男性が家事を負担するため学習が進まないとの指摘は誰からもなされなかったが、実家暮らしのため家事負担があり、学習が進まない女性がいるとの指摘が2人からあった。また、「家族が協力的ではない」というのは、具体的には「女性で実家暮らしの学生の場合、親に話しかけられて勉強が進まないことがあるようだ。」「実家に住んでいるが、家族が協力的でない、家族に理解がない、ということがあるようだ。そうすると自分のペースで勉強できない。モチベーションの糸が切れるのだろうかと思うことがある。」という指摘であった。家族の理解がなく学習が進まない男性もいる、との指摘は全く無かった

---

(3) 2017年度総務省統計局発表「平成28年社会生活基本調査—生活時間に関する結果—」結果の概要 ([www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf](http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf)) 参照。家事、育児、介護にかかる時間について、20～30代（法科大学院生の中心年代）では、女性の方が男性を大きく上回っている。

が、女性についてはこの点の指摘が複数あったことは注目に値すると思われる。また、直接の指摘はなかったが、仮にコンスタントな学習ができないのであれば、全体的な学習時間が減ることに繋がるように思う。

②-2（体力の差が出るのではないか。）は、短答式試験で一定の点数を取るためには集中力や体力が必要になるが、現在の司法試験では5日間の試験日程の最終日に短答式試験が実施されるため、男女の体力差が合格率という形で現れるのではないか、という指摘である。現在の司法試験についてはこの指摘をよく耳にするが、後ほど旧司法試験や司法試験予備試験と比較検討したい。

②-3（女性の方が、知識の詰め込みや、勉強のやり込みが苦手なのではないか。）は、男性の方が細かい知識を詰め込むのが得意だったり、ひたすら同じことを繰り返すのが得意だったりする印象がある、との指摘であった。その原因については、脳の違いかもしれないがよく分からないという言及があった。

②-4（女性の方が、短答式試験の「処理」が苦手なのではないか。）は、司法試験の短答式試験においては、取り組みれば解ける問題に時間を割けるかどうかで得点に直結することから、指摘されたものだと考えられる。具体的には、「女性の方が、問題を解く際の割り切りが苦手で、分からない問題でも時間をかけてしまう印象がある。」「効率的な解き方（戦略的な解き方）を使うのは男性の方が多い印象がある。」との指摘があった。短答式試験の合格に必要な要素として①-2（問題を解く際の割り切り）が挙げられていることからすれば、仮に女性の方が割り切りが苦手だとすると、短答合格率に男女差があることの原因の1つといえそうである。また、仮に女性の方が効率的な解法を利用せず、素直に1つずつ解く傾向にあるとすれば、その分男性よりも回答にかかる時間が長くなるから、短答式試験の点数差に直結するだろう。これらの指摘は、合格に必要なこと（割り切りや時間短縮の工夫）ではなく、別のことを重視して力を割いているという意味で、「女性の方が戦略的な学習が苦手だ。」という指摘であると整理で

きる。

②-5 (女性の方が、学習時間が少ないのではないか。)の指摘をした2人は、いずれも「女性の方が実家暮らしの人が多く、遠くから通っている人が多い。通学に時間がかかる分、学習時間が少なくなってしまうのではないか。」という理由を挙げた。ただし、これに対しては、「学習にかけている時間に男女差を感じない。」と述べた人が3人、「女性の方が、学習時間が長いと感じる。」と述べた人が2人と、異なる意見も多かった。

表2-2 (②短答式試験の合格率に男女差があるのはなぜだと思うか)

	回答 (回答人数)・コメント
1	<p><b>女性の方が毎日コンスタントに学習できないのではないか (5人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の方が、すごく勉強する時期と全く勉強しない時期があるなど、波がある印象。</li> <li>・将来への不安でモチベーションが上がらない人がいる。</li> <li>・気持ちの浮き沈みが激しかったり、落ち込んだりして勉強が進まないと言う女性はいる。</li> <li>・実家暮らしで家事をする必要があったり、家族がいるために自分のペースで勉強できない人がいる。</li> <li>・女性の方が就職活動をしており、勉強時間をコンスタントに取れない人がいる印象。</li> </ul>
2	<p><b>体力の差が出るのではないか (2人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短答式試験には集中力や体力が必要だが、試験最終日のため体力差が出るのでは。</li> </ul>
3	<p><b>女性の方が、知識の詰め込みや、勉強のやり込みが苦手なのではないか (2人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳の違いか何か分からないが、男性の方が知識を詰め込むのが得意な印象がある。</li> </ul>
4	<p><b>女性の方が、短答式試験の「処理」が苦手なのではないか (2人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の方が割り切りが苦手で、分からない問題でも時間をかけてしまう印象がある。</li> <li>・効率的な解き方を使うのは男性の方が多い印象がある。</li> </ul>
5	<p><b>女性の方が学習時間が少ないのではないか (2人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の方が実家暮らしの人が多く、遠くから通っている人が多い。通学に時間がかかる分、学習時間が少なくなってしまうのではないか。</li> <li>(反対意見) 学習時間に男女差は感じない/女性の方が学習時間が長い</li> </ul>
6	<p><b>女性の方が、短答式試験の勉強に時間を割いていないのではないか (1人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の方が、授業の予習復習に時間をかけたり、論文にもきちんと時間を割いている人が多い印象。その分短答の試験勉強に時間を割いていないのではないか。</li> </ul>



②-6 (女性の方が、短答式試験の勉強に時間を割いていないのではないか。)は、トータルの学習時間が少ないという趣旨ではなく、短答式試験以外の勉強に時間を使っている結果、短答式対策に時間を割いていないという趣旨の指摘であった。具体的には、「女性の方が、授業の予習復習に時間をかけたり、論文式試験の対策にもバランスよく時間を割いている人が多い印象がある。男性の方が、短答式試験の勉強に時間を割いている印象。授業の予習復習は大切だし、論文式試験の成績につながることは多いと思う。しかし、授業をきちんと受けたり論文式試験の過去問を解いたりするだけでは、短答式試験ができるようにはならない。女性の方がバランスよく勉強しているために、結果的に、短答式試験の勉強に時間を割いていないことになるのではないか。」というものであった。①-1 (コンスタントな学習)の内容として「同じことを繰り返してやる」「たんとと作業をこなす」「つまらない作業の繰り返し」という指摘が多くの人からなされたことからしても、短答式試験に合格するには、そのための「作業」が必要であり、それは授業の準備や論文式の学習では補えない、というのはある程度一致した認識といえそうである。仮に女性の方が短答式試験の勉強に時間を割かない傾向があるとすれば、いくらトータルでは同じだけの時間をかけて勉強したとしても、短答式試験の合格率に男女差が出る可能性は高い。前述のとおり「学習にかかる時間に男女差を感じない。」と回答した人は3人いたが、その「学習」の内容を分析してみると、もしかすると男女差があり、女性の方が短答式試験特有の「作業」にかかる時間が少ないという可能性もあるのかもしれない。この指摘も、合格に必要なこと(短答式試験のための勉強すなわち「作業」)ではなく、別のことを重視して力を割いているという意味で、「女性の方が戦略的な学習が苦手だ」という指摘であると整理できる。

### ウ. 質問③

最後に、③学生を指導する中で、学習方法や生活等、男女差があると感じる部分はあるか、という質問に対しての回答をまとめたものが表2-3

である。

この質問に対しては、まずは「男女差を感じない。」との回答をする人が非常に多かった。その上で、強いて言えば…今から思えば…と絞り出されたものが、今回紹介する回答である。(やはり男女差はないと思う、と回答した人も複数いた。)

「女性の方が、モチベーションが低め、または維持できない傾向にある。」という回答が最も多く、4人から指摘があった。また、「女性の方が、司法試験と就職活動(公務員試験も含む。)を並行している。」「女性の方が、戦略的な学習が苦手な傾向がある。」との指摘が、それぞれ3人からなされた。他に、「女性の方が、文章力がある。」との指摘が2人から、「女性の方が自主ゼミを組んでいない傾向がある。」との指摘が1人からなされた。

各回答について、若干のコメントをする。

③-1 (女性の方が、モチベーションが低め、または維持できない傾向にある。)には、将来の不安を理由にするものと、司法試験以外の道があることを理由にするものがあった。将来の不安を理由にするものとしては、「女性はキャリアプランに悩むのかなと思うことがある。弁護士になったり、インハウスになった後に、その後どのようなキャリアを積むことになるのかイメージしづらいのではないか。法律事務所で働くとして、出産のときどうなるのか、やっていけるのかなど、不安を感じている印象がある。そのせいでモチベーションが上がりきらない人もいるように思う。」「女性の方が人生プランに悩んでいるかもしれない。いずれ結婚し、出産するとして、いつまでどう働くのかというのがあり、モチベーションが上がりにくいのではないか。」という指摘があった。端的に言えば、女性法曹のロールモデルがないため(受験生の目に触れないため)、法曹になった後の人生が見えずに不安になるということである。受験生の多くが20代ないし30代であり、日本社会において結婚・出産適齢期というプレッシャーにさらされる年代であることも、この将来への不安を増大させる一因であ

ろう。

司法試験以外の道があることを理由にするものとしては、「絶対に今年合格せねばというモチベーションが高くない人は、女性に多い印象がある。結婚予定の相手がいるなどの理由で、今年合格しなくても良いという様子の人もいた。」「就職活動をした結果、司法試験以外のルートが確保できたのでモチベーションが下がるということはあるようだ。」「女性の方が、公務員試験や就職活動をして、他の道を確保する人が多い印象がある。最後の追込みでモチベーションに差が出ていると感じる。」などの指摘があった。モチベーションに差があるとすると、ではなぜ論文式試験では男女差が出ないのか（むしろ女性の合格率が高い年度の方が多いのはなぜか）、という疑問が出る。しかし、モチベーションが安定していないことは、①-1（コンスタントな学習）をすることを阻害する原因になるといえる。そのため、これは②-1（女性の方が毎日コンスタントに学習できないのではないか。）を支持する指摘である、と整理できるのではないだろうか。

③-2（女性の方が就職活動を並行している。）は、③-1（女性の方が、モチベーションが低め、または維持できない傾向にある。）の前提として指摘する人が複数いたが、②-1（女性の方が毎日コンスタントに学習できないのではないか。）との関係で指摘した人もいたため、あえて別の回答として整理した。今回指摘した人はいなかったが、仮に女性の方が就職活動を並行する傾向にあるのであれば、トータルの学習時間に与える影響も無視できないように思われる。つまり、この指摘は、②-5（女性の方が、学習時間が少ないのではないか。）を支持することにもなると考えられる。また、興味深いことに、「女性は、心配した親から、『本当に司法試験を受けるのか、就職活動はしないのか。』と言われる印象がある。そのために就職活動を始めてみる人がいる。」との指摘があった。就職活動を並行する理由としては、一般的には将来への不安から保険を掛けたいため、ということが考えられるが、女性には、更に家族からのプレッシャーが強い可能性も

ある。

③-3 (女性の方が戦略的な学習が苦手な傾向にある。)については、具体的には「女性には、合格のために必要なことかどうかというよりも、参考書や問題集を端から順番に学習することを好む人が多い印象がある。」「自分に必要かどうかよりも、誘われたからという受動的なスタンスで自主ゼミを組んでいる人が多い印象がある。」「授業準備に時間をかなりかけており、司法試験の勉強に時間を回せていない人がいる。」という指摘がなされた。司法試験に合格するためには、他の人が点数を取るのに自分は取ることができない部分(苦手な部分)を無くすという戦略的な学習が有効であるため、AAは学生に対し、戦略的に学習するよう繰り返し指導することが多い。最初から高得点を取るような一部の学生を除き、多くの学生にとっては、短答式試験の合格のためにも戦略的な学習が必要である。そのような指導をする中で、女性の方が、戦略的な学習が苦手な傾向があるという印象を受けたということのようである。この点については、「女性の方が勉強計画を上手に立ててくる。弱点をきちんと分析してくる印象がある。」との異なる(ように思える)指摘をした人もいた。ただし、計画を立てることと、実際に実践することとは異なるため、必ずしも対立する指摘ではないように思う。

③-4 (女性の方が文章力がある。)については、具体的には「入学時点でも分かりやすい文章を書くのは女性の方が多い印象がある。論文は女性の方が得意な印象。」「女性の方が、読みやすく、素直な文章を書く印象がある。」という指摘がなされた。理由については特に言及がなく、短答式試験の合格率に結び付くか否かは不明であるが、2人から特に指摘があったので記載する。

③-5 (女性の方が自主ゼミを組んでいない。)の回答者は、「男性の方が自主ゼミを組んでいる印象がある。女性には孤立しそうな人が散見される。友人間での情報共有や指摘が苦手なのか、同級生間で情報を共有していないと感じることがある。」と指摘した上で、「ただ、女性の方が学生の

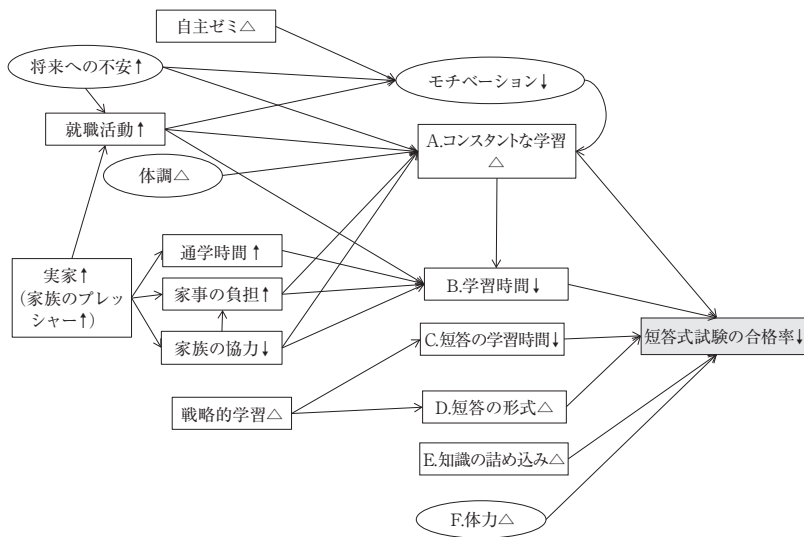
表 2-3 (③学生を指導する中で、学習方法や生活等、男女差があると感じる部分はあるか)

	回答 (回答人数)・コメント
1	<p><b>女性の方がモチベーションが低め／維持できない傾向にある (4人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産や育児、いつまで働くのかなど、将来への不安でモチベーションの維持が難しい人がある。</li> <li>・就職や結婚が決まったなど、合格しなくても他の道が見えているためか試験へのモチベーションが上がらない人がある。</li> </ul>
2	<p><b>女性の方が就職活動を並行している (3人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員試験や企業への就職活動を並行している人が女性に多い印象がある。</li> <li>・女性の方が将来を考えている人が多い印象。特に2回目以降は公務員試験などを併願し、その勉強にも真面目に取り組んでいる女性が多い。</li> </ul>
3	<p><b>女性の方が戦略的な学習が苦手な傾向にある (3人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格のために必要かどうかよりも、端から順番に学習することを好む人が多い印象がある。</li> <li>・必要かどうかではなく、誘われたからという受動的なスタンスで自主ゼミを組んでいる人が多い印象がある。</li> <li>・授業準備に時間をかけすぎてしまい、試験勉強に時間を回せていない人がある。</li> </ul>
4	<p><b>女性の方が文章力がある (2人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時点でも分かりやすい文章を書くのは女性の方が多い印象がある。</li> <li>・女性の方が、読みやすく、素直な文章を書く印象がある。</li> </ul>
5	<p><b>女性の方が自主ゼミを組んでいない (1人)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友人間での情報共有や指摘が苦手なのかもしれない。ただ、女性の学生が少ないから自主ゼミを組みにくいという事情もあるかもしれない。</li> </ul>

数が少ないため、自主ゼミを組みにくいのかもかもしれない。」とも述べた。

①-1 (コンスタントな学習) や①-5 (自分ひとりで勉強を進める力) を見ると、仮に女性の方が自主ゼミを組まない傾向があるとしても、短答式試験の合格率に果たして影響するのかどうか、疑問は残るかもしれない。もっとも、仮に女性の方が自主ゼミを組んでいない傾向があるのだとすれば、試験直前期の追い込み時期などに励ましあったり刺激しあったりすることができず、モチベーションが維持できなくなり(③-1)、その結果コンスタントな学習ができなくなる(②-1)可能性はあるように思う。

図1



### (3) 仮説

以上のようなインタビューの結果から、なぜ男女で短答式試験の合格率に差が出るのかについて、3の冒頭で紹介したとおり仮説を立てた。

これを、図にまとめたものが、図1である。指摘のあった事項をキーワードで示している。精神面や体調面（体力も含む。）に関するものを丸で囲い、あとは四角で囲っている。上向きの矢印は「より大きい」「より多い」を意味し、下向きの矢印は「より小さい」「より少ない」を意味している。△は「苦手である」「あまり良くない」等を意味している。

### (4) 仮説の検討

上記の仮説について、可能な範囲で検討したい。

#### ア. 仮説Aについて

仮説Aは、「女性の方が、毎日コンスタントに学習をすることができない。」というものである。繰り返しになるが、短答式試験の合格に必要な

要素として「コンスタントな学習」を指摘する声が多かったことからすると、仮に仮説Aが成り立つのであれば、短答式試験の合格率に男女差があることに1つの説明がつけられそうである。

今回、この仮説Aを支える要素と思われるのは、「身体的な不調（女性特有の体調の波）」「将来への不安などの精神的な不調」「家事等のケアワークの負担がより大きい」「家族の協力（理解）がより少ない」「より就職活動をしている」「より学習へのモチベーションを維持できない」の6つである。

#### （ア） 身体的な不調（女性特有の体調の波）

身体的な不調、特に女性特有の体調の波（月経）が毎日のコンスタントな学習に影響を与えるということは十分考えられる。ただし、月経による体調不良は個人差が大きいため、果たして女性全体の合格率を左右するほどの量的な影響があるのか、疑問がなくはない。

#### （イ） 将来への不安などの精神的な不調

前述のとおり、将来への不安を感じる原因の1つとして回答者から言及されたのは、女性法曹のロールモデル欠如により女性受験生が人生プランを描けないということであった。[日本弁護士連合会, 2016]を基に計算すると、2016年4月時点で裁判官のうち女性は約705人、検察官では約442人、弁護士でも約8043人であり（各職業の総数に女性割合をかけて計算した。端数は四捨五入している。）、そもそも絶対的に人数が少ない。そのため、男性学生が男性法曹のロールモデルを見つけるように、女性学生が女性法曹のロールモデルを見つけることはできないのが現状であろう。また、法曹に限ったことではないが、仕事で成功しているとして目につきやすい人は、仕事に専念できる環境にあることが多い。そうすると、仕事を持ったとしてもケアワークに時間を割かざるを得ない（と思っている）女性学生は、そのような人を見ても自分には真似できないと考え、ますます不安を募らせるということもありそうである。

今回は、将来への不安以外で、具体的な精神的な不調の内容の指摘はなか

った。また、(仮に男女の不安の量が同じだとしても)女性の方がその影響を受けやすい傾向にあるのかどうか、現時点では不明である。これらの点については、今後の研究に委ねたい。

#### (ウ) 家事等のケアワークの負担がより大きい

この仮説は確からしいといえそうである。

第62期弁護士を対象とした調査において、法科大学院在学中の家事が負担になったと回答したのは、男性では10.3%、女性では19.6%であり、確かに男女差が認められた。その一方で、旧司法試験合格者については、そのような男女差は見られなかった〔宮澤節生、石田京子、久保山力也、藤本亮、武士侯敦、上石圭一、第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—, 2011〕。後に詳述するが、旧司法試験では、短答式試験の合格率に男女差はない。そのため、ただ現在の司法試験において男女差があるということのみならず、現在の司法試験と旧司法試験で受験生の置かれた状況が異なる可能性があることを示す前述の調査結果は、より一層この仮説を支持するものといえる。

さらに、今回は、実家暮らし「なので」家事に時間が取られるようだ、という趣旨の発言が複数からあったことを再度指摘しておきたい。通常は、実家暮らしの方が、家事を家族に委ねられるため家事負担は少ないと考えやすい。しかし、女性の場合は、家族からの「家事をして欲しい」というプレッシャーがあることによって、実家暮らしであることが必ずしも家事の負担軽減に繋がっていないか、負担が増している可能性がある。内閣府の行った平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査<sup>(4)</sup>では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成と答えた割合が合計で40.6%に上っており、依然高い水準にある。このような性別役割分業意識から、女性に対してのみ、家事をしなければならないというプレッシャーが与えられることは十分考えられる

---

(4) <https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-danjo/2-2.html>



(現にプレッシャーが与えられなくても、女性自身も性別役割分業意識を内在化しており、家族のために自ら家事を行っている可能性もある。)しかも、実家暮らしで家事負担が求められる場合、家族にとって必要なタイミングで家事をすることを求められることが多いと考えられる。そうすると、女性は、「自分の望んだタイミングで必要な時間をかけて学習する」ということを日常的に阻害されるということになっている可能性がある。このことが、短答式試験の合格に必要と考えられる「コンスタントな学習」を阻害する要因になっている可能性はあるだろう。

したがって、女性の方がより家事負担が大きく、そのことが「学習時間の減少」と「コンスタントな学習」に影響を与えている可能性があると考えられる。

#### (工) 家族の協力(理解)がより少ない

この仮説も、検討の余地がある。

2005年に実施された調査では、父親の84.7%、母親の77.3%が男の子に「男らしさ」を期待し、父親の79.1%、母親の66.8%が女の子に「女らしさ」を期待しており、日本の親が子どもに期待する「男らしさ」は「他人との競争に勝てる」という期待と関連が高く、「女らしさ」は「親の言うことを聞く」「困っている人を助ける」「幸せな家庭を築く」との関連性が高いという結果が出ている [大概奈巳, 2015]。このことからすると、男性に対しては、司法試験に合格して将来法曹となって欲しいとの期待から、学習機会への家族の協力があり、女性に対してはそれほどの協力が与えられない、という傾向がある可能性はありそうである。

今回のインタビューでは、家事負担と同じく、実家暮らし「なので」家族の協力が得られず学習が進まないようだ、という趣旨の発言が複数あった。いずれも、家族に話しかけられるなどして学習に集中できないという女性がいる、との指摘である。つまり、女性が学習をしても、家族がそれを尊重しない(遠慮なく話しかける)、または女性自身が家族からの声かけに丁寧に応答する傾向があるのかもしれない。そうすると、実家での

家事負担と同じく、女性は「自分の望んだタイミングで必要な時間をかけて学習する」ということを日常的に阻害されるということになっている可能性はある。そしてそれは、「学習時間の減少」と「コンスタントな学習」の阻害に繋がっている可能性がある。

#### (オ) より就職活動をしている

女性の方が、より就職活動（公務員試験の受験を含む。）をしている、との指摘は複数あった。このことを示す調査研究は見当たらなかったが、(エ)において述べたとおり、女性に対する司法試験合格への家族の期待が男性に対するほどには無いとすれば、その分女性に対する「他の道を見つけておかなくて大丈夫なのか」という家族のプレッシャーが強まる可能性はあるだろう。その結果、女性の方が就職活動をよりしている、ということは考えられるように思う。

もし、女性の方が就職活動をしている傾向が強いのであれば、少なくとも毎日のコンスタントな学習や全体的な学習時間、モチベーションに大きく影響を与えるであろう。

#### (カ) より学習へのモチベーションを維持できない

モチベーションを維持できない理由として今回考えられるものは、「将来への不安が大きい」「合格しなくても他の道があると考えやすいため（就職活動をしているから）」「自主ゼミを組む人がより少ないため」の3つである。

最初の2つについては既に検討した（いずれも原因として可能性がある。）。

残る「女性の方がより自主ゼミを組まない傾向にあるのではないか。」との指摘について検討すると、現時点では、支持できないように思われる。第62期弁護士を対象とした調査では、司法試験準備において男性の方が「独学」の利用率が高い一方で、「法科大学院での学生の自主ゼミ」の利用率については男女に有意な差がなかった〔宮澤節生，石田京子，久保山力也，藤本亮，武士侯敦，上石圭一，第62期弁護士の教育背景，業務環

境、専門分化、満足感、及び不安感、2013]。そのため、現在分かっている範囲では、自主ゼミの利用率に男女差があるとはいえないようである。

ただ、前述のとおり、女性の方が将来への不安が大きく、より司法試験以外の道を検討しやすい可能性はある。そのため、女性の方が、より学習へのモチベーションを維持できないという可能性はあるだろう。

#### イ. 仮説 B について

仮説 B は、「女性の方が、(全体的な)学習時間が少ない。」というものである。もっとも、もし全体的な学習時間が少ないのであれば、論文式試験の合格率にも男女差があつて良いように思われる(実際にはない)。しかも、学習時間に男女差は無い、または女性の方が長いという指摘も多かった。そのため、そもそも仮説 B について検討する実益がどの程度あるか、疑問がなくはない。

今回、仮説 B を支える要素として考えられるのは、「より就職活動をしている」「より通学時間が長い」「家事等のケアワークの負担がより大きい」「家族の協力(理解)がより少ない」「毎日コンスタントに学習することがよりできない」の5つである。このうち、未だ検討していない「より通学時間が長い」という点について検討する(それ以外の4つについては、前述のとおり、支持できると考える)。

女性の方が通学時間が長い理由として挙げられたのは、女性の方が実家暮らし率が高いのではないかと、ということである。この指摘は、複数の回答者からなされている。残念ながら法科大学院生に関するこの点の調査は発見できなかったが、大学生に関する調査結果で、女性の方が自宅(実家)暮らしの割合が多いとするものがある[Benesse 教育研究開発センター、2012]もちろん、法科大学院のある大学は限られているため、大学生と法科大学院生の状況が同じであるとは言えないが、実家暮らしの割合に男女差があるという可能性はありそうである。

したがって、仮説 B を支える要素はいずれも支持できる。ただし、結果に影響を与える程度について、疑問が残る。

#### ウ. 仮説Cについて

仮説Cは、「女性の方が、短答式の試験勉強に時間をかけていない。」というものである。

今回、その理由として指摘があったのは、女性の方が授業や論文式試験の勉強に時間を割きすぎているのではないか、すなわち、女性の方が戦略的な学習がより苦手なのではないか、ということであった。

インタビューでは複数から指摘があった点であり、大変興味深い。しかしながら、現時点では、この仮説を支持する、または支持しない調査研究は見当たらなかった。今後の研究に委ねたい。

#### エ. 仮説Dについて

仮説Dは、「女性の方が、短答式試験の形式が苦手である。」というものである。

今回、その理由として指摘があったのは、女性の方が問題を解く際の割り切りが苦手なのではないか、女性の方が効率的な解法を使用しないのではないか、ということであった。すなわち、女性の方が戦略的な学習がより苦手なのではないか、という指摘である。仮説Cと同じく、この点は、今後の研究に委ねたい。

#### オ. 仮説Eについて

仮説Eは、「女性の方が、知識の詰め込みややり込みが苦手である。」というものである。

今回、その理由としては特に指摘がなかった。このような男女差があるのかどうかについても、今後の研究に委ねたい。このあたりは脳の性差として研究が行われている可能性があるが、脳の性差があるかどうかについては議論が多く、生物学的な性差が確定しているわけではないようである[青野由利, 1997]。

#### カ. 仮説Fについて

仮説Fは、「女性の方が、体力がないため短答式試験当日に実力を発揮できない。」というものである。結論から言えば、この仮説は支持できな

い。

2017年度（平成29年度）現在の司法試験の日程は、試験期間が5日間に及んでおり、1日目と2日目と4日目が論文式試験、5日目が短答式試験、3日目が中休み（試験無し）となっている。緊張状態の中で、1日当たり合計で4時間から7時間にわたり論文式の問題を解いた後、最終日に短答式試験を受けることになるため、中休みがあるとはいえ、多くの受験生が疲労した状態で短答式試験に臨んでいる。そのため、体力が男性よりないと思われる女性が、疲労により実力を発揮できず合格率が下がってしまうという仮説Fは、一見もっともらしく感じられる。

ここで、比較のため、旧司法試験についても合格率の一覧を作成した（表3-1）。なお、2018年（平成30年）1月1日現在法務省でデータが公表されている2001年度（平成13年度）以降のみである。また、旧司法試験の最終年度である2011年度（平成23年度）は合格者が6人と非常に少数であるため、検討から外している。旧司法試験では、まず5月に短答式試験が実施され、その合格者のみが7月に論文式試験を受験し、さらにその合格者のみが10月に口述式試験を受験していた（口述式試験合格者が最終合格者となる）。この日程であれば、短答式試験の時点で体力差は問題とならないと思われる。なお、当時の短答式試験は憲法・民法・刑法の3科目であった。

旧司法試験の短答式試験合格率を見ると、女性の方が毎年安定して合格率が低いものの、その差は概ね1ポイントから2ポイントの間に収まっており、男女差がそれほど顕著に表れていない。したがって、このことも、仮説Fを支持するようにも思える。

しかし、実は現在の司法試験の日程も、最初から前述のような日程だったわけではない。年度ごとに司法試験の日程をまとめたものが表3-2である。これを見ると、前述のような、短答式試験が最終日に実施される日程になったのは、2011年度以降である。2006年度から2010年度までは、まず1日目に短答式試験があり、2日目、4日目、5日目が論文式試験、3

表3-1 (旧司法試験の男女合格率(対出願者))

	性別	出願者数	短答合格率	短答合格率(対出願者)	論文合格者数	短答後論文合格率	論文合格率(対出願者)	最終合格者数	最終合格率(対出願者)	合格率の差(短答)	合格率の差(論文)	合格率の差(最終)
2010年度 (平成22年度)	男性	13,116	637	4.86%	46	7.22%	0.35%	53	0.40%	1.32%	0.15%	0.20%
	女性	2,972	105	3.53%	6	5.71%	0.20%	6	0.20%			
2009年度 (平成21年度)	男性	15,112	1,362	9.01%	85	6.24%	0.56%	76	0.50%	2.24%	0.11%	0.05%
	女性	3,499	237	6.77%	16	6.75%	0.46%	16	0.46%			
2008年度 (平成20年度)	男性	17,784	1,340	7.53%	106	7.91%	0.60%	105	0.59%	1.24%	-0.24%	-0.34%
	女性	4,210	265	6.29%	35	13.21%	0.83%	39	0.93%			
2007年度 (平成19年度)	男性	22,349	1,813	8.11%	189	10.42%	0.85%	191	0.85%	0.95%	-0.23%	-0.15%
	女性	5,667	406	7.16%	61	15.02%	1.08%	57	1.01%			
2006年度 (平成18年度)	男性	28,349	3,103	10.95%	426	13.73%	1.50%	431	1.52%	1.30%	-0.06%	-0.07%
	女性	7,433	717	9.65%	116	16.18%	1.56%	118	1.59%			
2005年度 (平成17年度)	男性	35,996	6,102	16.95%	1,113	18.24%	3.09%	1,114	3.09%	1.43%	-0.36%	-0.44%
	女性	9,889	1,535	15.52%	341	22.21%	3.45%	350	3.54%			
2004年度 (平成16年度)	男性	38,830	5,943	15.31%	1,156	19.45%	2.98%	1,119	2.88%	1.91%	-0.43%	-0.38%
	女性	11,161	1,495	13.39%	380	25.42%	3.40%	364	3.26%			
2003年度 (平成15年度)	男性	39,006	5,546	14.22%	915	16.50%	2.35%	895	2.29%	1.32%	-0.22%	-0.17%
	女性	11,160	1,440	12.90%	286	19.86%	2.56%	275	2.46%			
2002年度 (平成14年度)	男性	35,637	5,166	14.50%	951	18.41%	2.67%	906	2.54%	1.57%	-0.27%	-0.23%
	女性	9,985	1,291	12.93%	293	22.70%	2.93%	277	2.77%			
2001年度 (平成13年度)	男性	30,787	5,422	17.61%	799	14.74%	2.60%	767	2.49%	1.13%	-0.17%	-0.25%
	女性	8,143	1,342	16.48%	225	16.77%	2.76%	223	2.74%			
平均値										1.44%	-0.17%	-0.18%

日目が中休みという日程であった。この日程であれば、少なくとも短答式試験については、旧司法試験と同様で、男女の体力差はさして問題にならないと思われる。しかしながら、2007年度から2010年度の期間にも短答式試験の合格率には男女差がはっきり現れている(表1-2)。仮に男女の体力差が原因なのであれば、この期間の短答式試験合格率に男女差があることを説明できないように思う。

さらに、比較のため、司法試験予備試験についても、合格率(対出願者)の一覧を作成した(表3-3)。司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)とは、司法試験の受験資格となっている法科大学院修了と同等の

表 3-2 (司法試験日程)

	1 日目	2 日目	4 日目	5 日目	短答式試験科目
2017年度 (平成29年度)	論文式試験			短答式試験	憲法 民法 刑法
2016年度 (平成28年度)	論文式試験			短答式試験	憲法 民法 刑法
2015年度 (平成27年度)	論文式試験			短答式試験	憲法 民法 刑法
2014年度 (平成26年度)	論文式試験			短答式試験	憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2013年度 (平成25年度)	論文式試験			短答式試験	憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2012年度 (平成24年度)	論文式試験			短答式試験	憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2011年度 (平成23年度)	論文式試験			短答式試験	憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2010年度 (平成22年度)	短答式試験	論文式試験			憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2009年度 (平成21年度)	短答式試験	論文式試験			憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2008年度 (平成20年度)	短答式試験	論文式試験			憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2007年度 (平成19年度)	短答式試験	論文式試験			憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法
2006年度 (平成18年度)	短答式試験	論文式試験			憲法・行政法 民法・商法・民事訴訟法 刑法・刑事訴訟法

表3-3 (予備試験の男女別合格率(対出願者))

	性別	出願者数	短答合格率	短答合格率(対出願者)	論文合格者数	短答後論文合格率	論文合格率(対出願者)	最終合格者数	最終合格率(対出願者)	合格率の差(短答)	合格率の差(論文)	合格率の差(最終)
2017年度 (平成29年度)	男性	10,301	1,964	19.07%	382	19.45%	3.71%	363	3.52%	7.42%	0.68%	0.71%
	女性	2,877	335	11.64%	87	25.97%	3.02%	81	2.82%			
2016年度 (平成28年度)	男性	10,109	2,116	20.93%	351	16.59%	3.47%	334	3.30%	9.27%	0.54%	0.63%
	女性	2,658	310	11.66%	78	25.16%	2.93%	71	2.67%			
2015年度 (平成27年度)	男性	9,972	2,028	20.34%	381	18.79%	3.82%	354	3.55%	9.99%	1.99%	1.99%
	女性	2,571	266	10.35%	47	17.67%	1.83%	40	1.56%			
2014年度 (平成26年度)	男性	10,080	1,804	17.90%	347	19.24%	3.44%	319	3.16%	9.48%	1.67%	1.71%
	女性	2,542	214	8.42%	45	21.03%	1.77%	37	1.46%			
2013年度 (平成25年度)	男性	9,195	1,820	19.79%	333	18.30%	3.62%	307	3.34%	10.23%	1.29%	1.16%
	女性	2,060	197	9.56%	48	24.37%	2.33%	44	2.14%			
2012年度 (平成24年度)	男性	7,585	1,537	20.26%	207	13.47%	2.73%	197	2.60%	8.91%	1.03%	1.16%
	女性	1,533	174	11.35%	26	14.94%	1.70%	22	1.44%			
2011年度 (平成23年度)	男性	7,449	1,202	16.14%	109	9.07%	1.46%	103	1.38%	7.14%	0.54%	0.53%
	女性	1,522	137	9.00%	14	10.22%	0.92%	13	0.85%			
平均値										8.92%	1.11%	1.13%

学識およびその应用能力ならびに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定するために実施されている試験であり、これに合格すると、法科大学院を修了していなくても司法試験を受験する資格を得ることができる。予備試験では、旧司法試験と同様に、5月に短答式試験が実施され、その合格者が7月に論文式試験を受験し、さらにその合格者が10月に口述式試験を受験する(口述式試験合格者が最終合格者となる)。そのため、旧司法試験と同様に、体力差は問題とならないはずである。しかしながら、予備試験の短答式試験合格率を見ると、やはり安定して女性の方が合格率は低く、平均して約9ポイントの差がある。なお、短答後論文式試験の合格率は、平成27年度に男性が1ポイントほど高い年があるものの、それ以外の年は女性の方が高いため、どちらかといえば女性の方が論文の合格率が高い傾向にあるといえよう。少なくとも予備試験では、短答は男性が得意で、論文は女性が得意だという傾向が見て取れる。体力差が問題



にならないはずの予備試験の短答式試験でこれだけ男女差が顕著に表れるということは、やはり体力差を理由に合格率の男女差を説明することは難しそうである。

ところで、ここまで、「合格率」と言った場合には、全て「合格者数を出願者数で割った数字」で示してきた。しかし、より丁寧に分析するのであれば、実際に受験した人数を母数とした合格率も出すべきである。出願したものの中には受験しないという人が毎年一定数いるが、その中にもし女性が多く含まれていれば、「受験した上で合格した」割合は男女同率でも、「合格者数を出願者数で割った数字」は女性の方が低くなって当然だからである。その場合は、むしろ多くの女性が受験を断念した原因を探す必要が出てくる。しかしながら、現時点で法務省から公表されている司法試験のデータでは、出願者については男女別の人数が掲載されているが、受験者については男女別の人数が掲載されていない。本稿では、時間的な制約から、検討対象を公表されている資料のみに絞り、やむを得ず、対出願者についての合格率についてのみ言及してきた。ただ、予備試験については、男女別の受験人数が公表されているため、ここでその数字を見てみたい。予備試験における対受験者の短答合格率をまとめたものが、表3-4である。対受験者で見た場合の短答合格率の方が、男女差が大きいことが分かる。したがって、少なくとも予備試験については、「受験した上で合格した」割合に男女差があることが明らかである。司法試験について現時点で確実なことは言えないが、予備試験と同様のことが言える可能性は十分ある。そうであるとすれば、やはり「受験した上で合格した」割合に男女差があるのはなぜか、ということを検討する必要があるだろう。

以上のとおり、男女の体力差だけでは、司法試験の日程変更にもかかわらず短答合格率の男女差に変化がないことや、体力差が影響しないと思われる予備試験の短答合格率にも男女差があることを説明できない。したがって、仮説Fは、現在のところ、支持できないと考える。

表3-4 (予備試験の男女別合格率(対受験者))

	性別	受験者数	短答合格者数	短答合格率(対出願者)	論文合格者数	短答後論文合格率	論文合格率(対受験者)	最終合格者数	最終合格率(対受験者)	合格率の差(短答)	合格率の差(論文)	合格率の差(最終)
2017年度 (平成29年度)	男性	8,391	1,964	23.41%	382	19.45%	4.55%	363	4.33%	9.16%	0.85%	0.88%
	女性	2,352	335	14.24%	87	25.97%	3.70%	81	3.44%			
2016年度 (平成28年度)	男性	8,276	2,116	25.57%	351	16.59%	4.24%	334	4.04%	11.26%	0.64%	0.76%
	女性	2,166	310	14.31%	78	25.16%	3.60%	71	3.28%			
2015年度 (平成27年度)	男性	8,229	2,028	24.64%	381	18.79%	4.63%	354	4.30%	12.01%	2.40%	2.40%
	女性	2,105	266	12.64%	47	17.67%	2.23%	40	1.90%			
2014年度 (平成26年度)	男性	8,308	1,804	21.71%	347	19.24%	4.18%	319	3.84%	11.22%	1.97%	2.03%
	女性	2,039	214	10.50%	45	21.03%	2.21%	37	1.81%			
2013年度 (平成25年度)	男性	7,567	1,820	24.05%	333	18.30%	4.40%	307	4.06%	12.16%	1.50%	1.40%
	女性	1,657	197	11.89%	48	24.37%	2.90%	44	2.66%			
2012年度 (平成24年度)	男性	5,996	1,537	25.63%	207	13.47%	3.45%	197	3.29%	10.97%	1.26%	1.43%
	女性	1,187	174	14.66%	26	14.94%	2.19%	22	1.85%			
2011年度 (平成23年度)	男性	5,444	1,202	22.08%	109	9.07%	2.00%	103	1.89%	8.82%	0.65%	0.63%
	女性	1,033	137	13.26%	14	10.22%	1.36%	13	1.26%			

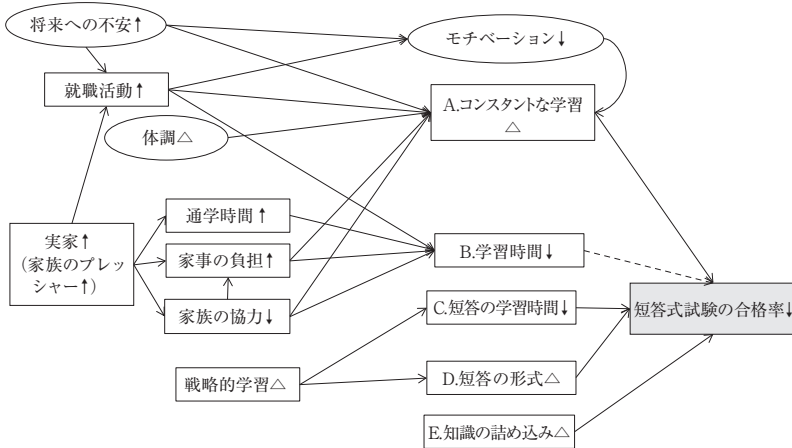
#### 4. まとめ

以上の検討を経て、現時点での仮説を図2として掲載しておく。

今回の検討からは、以下の3つの可能性を指摘できる。

まず、社会的な男女差を背景として、学生の家族の協力の有無・程度に男女差があり、そのことが間接的に短答合格率に影響を与えている可能性がある。また、将来への不安や家族からのプレッシャーにより(その理由も社会的な男女差と考えられる)、女性の方が就職活動を並行する傾向にあり、そのことがモチベーションやコンスタントな学習を阻害し、短答合格率に影響を与えている可能性がある。そして、女性の方が戦略的な学習が苦手である可能性もある(ただし、現時点でその理由は不明である)。女性が将来への不安をより強く感じる理由の1つとして、ロールモデルの欠如が考えられた。そこで、法学部生や法科大学院生に対してより多くのロー

図2 (検討後仮説)



ルモデルを提示し、目にしてもらうことが重要になるだろう。法学部や、法科大学院において、そのような取組みを進めることが有益と考えられる。

また、家族からのプレッシャーについては、社会の空気を変えていくことが重要であろう。男性であっても女性であっても同じ期待をかけるのが当然、という空気にしていくということである。それには、男女で同じようなライフプラン・キャリアプランを描けること（妊娠・出産は女性にしかできないとしても。）が必要である。前出の内閣府が行った平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査を見る限り、日本では性別役割分業意識がまだまだ根強いと言わざるを得ない。日本社会全体でのより一層の取組みが必要である。

さらに、検討の中で、旧司法試験では短答式試験の合格率に男女差がないことも明らかになった（表3-1）。短答後論文式試験の合格率は、現在の司法試験と同じく、旧司法試験でも女性の方が高い傾向にある（2010年度のみ男性の方が高い）。しかしながら、短答式試験の合格率は、現在の司

法試験ほど男女差がない。なぜ現在の司法試験には、短答式試験の合格率にはっきりと男女差があるのだろうか。旧司法試験との違いはどこにあるのであろうか。この点も、今後の課題としたい。

これまで、司法試験合格者に占める女性の割合については比較的注目されてきたが、合格率の男女差はあまり注目されてこなかった。今回の指摘をすることによって、「女性は短答式試験が苦手だ」というステレオタイプが作られることは本稿の意図するところではない。今回のインタビューに対して、多くの回答者が、「性差というよりは個人差だと思う。」と述べた。そのとおりであり、本稿が指摘したのは「短答式試験の合格率に男女差がある」ということにすぎず、「男性だから受かりやすい、女性だから受かりにくい」という因果関係ではない（同様に、論文式試験について、男性だから受かりにくい、女性だから受かりやすい、ということも指摘していない）。今後も多くの指導者が、「性差ではなく個人差」という認識で指導されることを願う。

現時点では、男性と女性に合格率の差があるとしても、ここまで検討したとおり、それは社会的な背景を反映したものである可能性が高く、不変のものではないと思われる。今後の社会全体での取組みにより、徐々に男女差が解消されることを期待している。

また、女性法曹を増やすという目的からは、そもそも出願者の女性割合が少ないことについても並行して検討がなされる必要がある。司法分野における女性割合30%に向けて、さらなる努力が求められている。

Benesse 教育研究開発センター。(2012). 第2回 大学生の学習・生活実態調査報告書. 参照先: ベネッセ教育総合研究所: <http://berd.benesse.jp/koutou/research/detail1.php?id=3159>

宮澤節生, 石田京子, 久保山力也, 藤本亮, 武士侯敦, 上石圭一.(2011). 第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—. 青山法務研究論集 第4号, 57-191.

宮澤節生, 石田京子, 久保山力也, 藤本亮, 武士侯敦, 上石圭一.(2013).

- 第62期弁護士教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感. 青山法務研究論集, 35-235.
- 小川恭子. (2012). 「法の支配」と男女共同参画 弁護士会が男女共同参画に取り組む意義. 編：ジェンダー法学会, 講義ジェンダーと法 第1巻 ジェンダー法学のインパクト (ページ：205-220). 日本加除出版株式会社.
- 松岡佐知子. (2017). 女性法曹の社会的意義を考えるシンポジウム (2016年6月4日開催). 早稲田大学法務研究論叢 第2号, 123.
- 青野由利. (1997). 脳の性差-遺伝か, 環境か. 著：大庭健, 鐘ヶ江晴彦, 長谷川真理子, 山崎カラル, 山崎勉, 性差 シリーズ【性を問う】2 (ページ：1-52). 専修大学出版局.
- 石田京子. (2017). 弁護士コミュニティのジェンダーギャップはなぜ問題なのか—アメリカの議論からの示唆と日本における課題—. 著：上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理, 現代日本の法過程 上巻 — 宮澤節生先生古稀記念— (ページ：605-623). 信山社.
- 大槻奈巳. (2015). 職務格差 女性の活躍推進を阻む要因はなにか. 勁草書房.
- 日本弁護士連合会. (2016). 弁護士白書 2016年版. 日本弁護士連合会.
- 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会. (2007). 女性弁護士の歩み— 3人から3000人へ. 明石書店.